

# 国保について

## 「国保」とは？

国民健康保険（国保）は、病気やケガをした場合に安心して病院を受診することができるよう、加入者のみなさんが保険料を出し合い、医療費の負担を支えあう助け合いの制度です。

保険料や各種給付、保健事業など、国保の制度について理解を深めていただくため、この「国保のしおり」をご活用ください。

## 国保に加入する方

国民健康保険（国保）には、**次の方を除き**、すべての方が必ず加入しなければなりません。

- 被用者保険（会社員、公務員、船員などのいわゆる「社会保険」と呼ばれる職場の健康保険）や国民健康保険組合などに加入している方とその扶養家族
- 生活保護を受けている方
- 後期高齢者医療制度に加入している方

健康だから保険は必要ないなどの理由で、国保に加入しないということはできません。

## 保険証の取り扱いについて

1. 保険証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 病院などで診療を受けようとするときは、その窓口でオンライン資格確認を受けるか、保険証を提示してください。
3. 国保の加入資格がなくなったときは、直ちに保険証を帯広市に返してください。他の健康保険の資格の取得（加入）日以降に国保の保険証を病院などで使うことはできません。もしも国保の資格喪失（脱退）後に国保の保険証を使うと、医療費の7割～8割を返還していただく場合があります。
4. 保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に保険証を添えて、帯広市にその旨を届け出てください。
5. 不正に保険証を使用した場合は、刑法の処罰を受けることがあります。

# 国民健康保険の都道府県単位化について

## 1. 国保の都道府県単位化の目的と概要

平成27年までの10年間で全国の医療費及び70歳以上の高齢者数は1.3倍になり、それを支える保険料や税金の負担も増加している現状にあります。団塊の世代が全員75歳以上になる令和7年には、全国の医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。

そのような状況下にあっても国民皆保険制度を将来にわたって守り続け、どの健康保険にも加入していない方が加入する“健康保険制度の最後の砦”である国保の課題解決の一環として、国は消費税増税分などを財源として全国で年3,400億円の国保財政支援を行うほか、市町村単位で行っていた国保の財政運営を平成30年4月より都道府県単位で行うなどの制度改正を行いました。

## 2. 国保の都道府県単位化後も変わらない点

国保の加入・脱退の手続きや保険証の交付、医療費の払い戻しの申請の受付、各種申請の受付、保険料の賦課・徴収、特定健診・人間ドック等の保健事業の実施などについては、**これまでどおり市町村が窓口**となって行います。

## 3. 国保の都道府県単位化による主な変更点

- ① 国保の財政運営が都道府県単位で行われます。
- ② 保険料率は、北海道が全道の所得水準、医療費水準などを考慮して示す納付金及び標準保険料率を参考に帯広市が決定をします。（詳細については23ページに記載）なお、納付の方法については**変更ありません**。
- ③ 市町村によって異なる手続きや基準など段階的な統一を図ります。
- ④ 都道府県内の市町村間で転居する場合で、引き続き国保に加入している場合は、高額療養費の該当回数が引き継がれ多数該当による医療費の自己負担額が軽減される場合があります。（16ページ参照）
- ⑤ 保険証の様式が一部変更になりました。

## 4. 制度改正に対する帯広市の対応について

都道府県単位化により制度運営に変更が生じますが、帯広市では被保険者への影響を考慮し、次の項目については、段階的に対応する、もしくは、検討していくものとしています。今後対応するものについては、内容が確定した時点で、ホームページなどを通じてお知らせします。

- ① 令和6年度までに保険料率を段階的に標準保険料率に近づけていきます。
  - ② 保険料減免の基準のほか、事務処理等について、道が示す標準例を参考に見直しをすすめます。
- ※ 詳細な情報は帯広市ホームページに掲載しています。

なお、北海道が策定している「北海道国民健康保険運営方針」（令和2年12月改定）は、国保の運営状況等を踏まえ、3年ごとに検証・見直しすることとされています。今後、令和5年度中に再度改定される予定となっているため、その内容を踏まえ、帯広市の対応も見直す予定です。

※ 「北海道国民健康保険運営方針」はホームページからご覧いただけます。

帯広市国保 北海道国民健康保険運営方針



# 国保の加入・脱退の届出

## 届出はお早めに

健康保険の異動は、14日以内に届出してください。

届出が遅れた場合については、さかのぼって異動日の属する月からの保険料が計算されますのでご注意ください。

## 国保に加入するとき

- 持ち物 ⇒ 本人確認ができるもの、「加入の理由」ごとの必要書類、(代理で手続きをする場合は、代理人の本人確認ができるもの)、世帯主と対象者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード、(保険料口座振替希望の方はキャッシュカード(又は預貯金通帳と通帳届出印)※キャッシュカードは、帯広信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行のみ)

加入の理由	必要書類
他の市区町村から帯広市に転入	戸籍住民課に提出した住民異動届の控え
他の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書 ※2 ※3
生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書※2又は各課連絡票
子供が生まれた	住民異動届の控え(9ページもご覧ください)

## 国保から脱退するとき

- 持ち物 ⇒ 本人確認ができるもの、国保の保険証(脱退する方全員分)、「脱退の理由」ごとの必要書類、世帯主と対象者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

脱退の理由	必要書類
他の市区町村へ帯広市から転出	戸籍住民課に提出した住民異動届の控え※1
他の健康保険に加入した	他の健康保険の保険証又は健康保険資格取得証明書※2 ※3
生活保護を受け始めた	保護開始決定通知書※2又は各課連絡票
死亡した	保険証(10ページもご覧ください)

※1 引っ越しワンストップサービスをご利用の方は必要ありません。

※2 マイナンバー制度による情報連携に伴い、これらの書類の提出が省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※3 「健康保険資格喪失・取得証明書」の様式は、帯広市のホームページからダウンロードすることができます。

### ●!注意!●

他の健康保険の資格の取得(加入)日以降に国保の保険証を病院などで使うことはできません。もしも国保の資格喪失(脱退)後に国保の保険証を使うと、医療費の7割～8割を返還していただく場合があります。

## その他の届出

- 持ち物 ⇒ 本人確認ができるもの、「届出の理由」ごとの必要書類(代理で手続きをする場合は、代理人の本人確認ができるもの)、世帯主と対象者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

届出の理由	必要書類
氏名・住所・世帯主の変更	戸籍住民課に提出した住民異動届の控え
保険証をなくした※4	別世帯の代理の方が手続きをする場合は「委任状」※5
修学のため住所を市外に変更した	①～④のうちいずれか1つ ①在学証明書(原本) ②学生証 ③入学許可書 ④合格通知と入学金の領収書
市外の病院・施設等に入所する	入所・在所証明書など
性別や氏名表記の変更	医師の診断書(氏名変更時)、通称名が日常的に用いられることが確認できる書類(氏名変更時)

※4 世帯主又は代理権を有する世帯主の代理人の本人確認ができた場合は、マイナンバーの記載を省略することができます。

※5 「委任状」の様式は、帯広市のホームページからダウンロードすることができます。

帯広市国保 委任状



## 保険証が使えないとき

次のような場合、保険証を使うことができません

- ① 病気とみなされない場合  
健康診断、人間ドック、予防注射、美容整形、歯列矯正、軽度のわきがなど
- ② 労災保険が適用される場合  
仕事上の病気やケガ、通勤中の事故
- ③ 国保の給付が制限される場合  
自己の故意の犯罪行為による病気やケガ
- ④ その他、保険適用外の診療を受けた場合